（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正）

第十一条　特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　略］ 六　事業所内保育事業　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士（当該事業に係る事業所が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（第二十三号において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このイにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下このイにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（第二十三号において「事業実施区域」という。）内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（第二十三号において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（第二十三号において「国家戦略特別区域限定保育士」という。）であるものをいう。） ［ロ・ハ　略］ ［七～二十二　略］ 二十三　三歳児配置改善加算　当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。 ［二十三の二～五十八　略］ 五十九　資格保有者加算　当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士の資格、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。 ［六十～六十五　略］	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～五　同上］ 六　事業所内保育事業　児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業であって、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ　小規模型事業所内保育事業Ａ型（小規模型事業所内保育事業（家庭的保育事業等設備運営基準第四十七条に規定する小規模型事業所内保育事業をいう。ロにおいて同じ。）のうち、保育従事者が全て保育士（当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。） ［ロ・ハ　同上］ ［七～二十二　同上］ 二十三　三歳児配置改善加算　当該施設等において、三歳児十五人につき、教員、保育士（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。第五十九号を除き、以下同じ。）等を一人配置する場合に加算されるものをいう。 ［二十三の二～五十八　同上］ 五十九　資格保有者加算　当該施設等における家庭的保育者（児童福祉法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。）が保育士資格（当該施設等が国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、児童福祉法第十八条の六に規定する保育士となる資格及び国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する国家戦略特別区域限定保育士となる資格をいう。）、看護師免許又は准看護師免許を有する場合に加算されるものをいう。 ［六十～六十五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和七年十月一日から適用する。